

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成29年版）							新条文（平成30年版）							改定理由		
編	章	節	条	項	以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	以下	編章節条項以下		新条文	
1	0	0	0	0	1	第1編	共 通 編	1	0	0	0	0	1	第1編	共 通 編	
1	1	0	0	0	1	第1章	総 則	1	1	0	0	0	1	第1章	総 則	
1	1	1	0	0	1	第1節	総 則	1	1	1	0	0	1	第1節	総 則	
1	1	1	3	0	1	1-1-1-3	設計図書の照査等	1	1	1	3	0	1	1-1-1-3	設計図書の照査等	
1	1	1	3	2	1	2. 設計図書の照査	受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を <b>書面により</b> 提出し、確認を求めなければならない。 なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または <b>書面</b> の追加の要求があった場合は従わなければならない。	1	1	1	3	2	1	2. 設計図書の照査	受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。 なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または <b>資料</b> の追加の要求があった場合は従わなければならない。 <b>ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。</b>	照査範囲の明確化のため追記
1	1	1	18	0	1	1-1-1-18	建設副産物	1	1	1	18	0	1	1-1-1-18	建設副産物	
1	1	1	18	4	1	4. 再生資源利用計画	受注者は、土砂、砕石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	18	4	1	4. 再生資源利用計画	受注者は、 <b>コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を</b> 工事現場に搬入する場合には、 <b>法令に基づき</b> 、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	最新の運用に基づき改定
1	1	1	18	5	1	5. 再生資源利用促進計画	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	18	5	1	5. 再生資源利用促進計画	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物 <b>等</b> を工事現場から搬出する場合には、 <b>法令に基づき</b> 、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	最新の運用に基づき改定
								1	1	1	18	8	1	7. 建設副産物情報交換システム	コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、 <b>施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。また、建設副産物実態調査（センサス）についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し調査票を監督職員へ提出すること。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとする。なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。</b>	最新の運用に基づき改定
								1	1	1	18	9	1	8. 建設発生土情報交換システム	建設発生土を搬入または搬出する場合には、 <b>受注者は、工事の実施に際して、システムに建設発生土に関する情報を登録する。また、登録した情報の変更が生じた場合は、速やかに当該システムによりデータの変更を行うものとする。また、工事が完了した場合には、システムに実施情報を入力しなければならない。なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。</b>	最新の運用に基づき改定
1	1	1	30	0	1	1-1-1-30	環境対策	1	1	1	30	0	1	1-1-1-30	環境対策	
1	1	1	30	4	1	4. 廃油等の適切な措置	受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。	1	1	1	30	4	1	4. 廃油等の適切な措置	受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染 <b>等</b> 及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。	誤字の修正
1	1	1	32	10	1	10. 水中落下支障物の処置	受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたす <b>恐</b> おそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かななければならない。 なお、直ちに取除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。	1	1	1	32	10	1	10. 水中落下支障物の処置	受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かななければならない。 なお、直ちに取除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。	誤字の修正
1	1	1	32	11	1	11. 作業船舶機械故障時の処理	受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。 なお、故障により二次災害を招く <b>恐</b> おそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。	1	1	1	32	11	1	11. 作業船舶機械故障時の処理	受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。 なお、故障により二次災害を招く <b>おそれ</b> がある場合は、直ちに <b>応急</b> の措置を講じ、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。	誤字の修正
1	2	0	0	0	1	第2章	土 工	1	2	0	0	0	1	第2章	土 工	
1	2	4	0	0	1	第4節	道路土工	1	2	4	0	0	1	第4節	道路土工	
1	2	4	1	0	1	1-2-4-1	一般事項	1	2	4	1	0	1	1-2-4-1	一般事項	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成29年版）							新条文（平成30年版）							改定理由		
編	章	節	条	項	以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	以下	編章節条項以下		新条文	
1	2	4	1	3	1	3. 構造物取付け部	受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。 なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編 8. 9橋台背面アプローチ部」（日本道路協会、平成24年3月）及び「道路土工－盛土工指針 4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」（日本道路協会、平成22年4月）を参考とする。	1	2	4	1	3	1	3. 構造物取付け部	受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。 なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編 7. 9橋台背面アプローチ部」（日本道路協会、平成29年11月）及び「道路土工－盛土工指針 4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」（日本道路協会、平成22年4月）を参考とする。	適用すべき諸基準の更新
1	3	0	0	0	1	第3章	無筋・鉄筋コンクリート	1	3	0	0	0	1	第3章	無筋・鉄筋コンクリート	
1	3	6	0	0	1	第6節	運搬・打設	1	3	6	0	0	1	第6節	運搬・打設	
1	3	6	4	0	1	1-3-6-4	打設	1	3	6	4	0	1	1-3-6-4	打設	
1	3	6	4	15	1	15. ブリーディング水の除去	受注者は、コンクリートの打込み中、表面にブリーディング水がある場合には、これを取り除いてからコンクリートを打たなければならない。	1	3	6	4	15	1	15. ブリーディング水の除去	受注者は、コンクリートの打込み中、表面にブリーディング水がある場合には、これを取り除いてからコンクリートを打たなければならない。	誤字の修正
3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編	3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編	
3	1	0	0	0	1	第1章	総 則	3	1	0	0	0	1	第1章	総 則	
3	1	1	0	0	1	第1節	総 則	3	1	1	0	0	1	第1節	総 則	
3	1	1	9	0	1	3-1-1-9	工事完成図書の納品	3	1	1	9	0	1	3-1-1-9	工事完成図書の納品	
3	1	1	9	6	1	6. 地質調査の電子成果品	受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示された場合、「地質・土質調査成果電子納品要領（国土交通省）」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。	3	1	1	9	6	1	6. 地質調査の電子成果品等	受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示された場合、「地質・土質調査成果電子納品要領（国土交通省）」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。 なお、受注者は、地質データ、試験結果等については、地質・土質調査業務共通仕様書（案）（建設省技調発第92号 平成3年3月30日）の第118条成果物の提出に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。	地盤情報の活用による安全で安心な社会・持続可能な社会の構築を図る目的で追記
3	1	1	11	0	1	3-1-1-11	施工管理	3	1	1	11	0	1	3-1-1-11	施工管理	
3	1	1	11	2	1	2. 品質記録台帳	受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）（建設大臣官房技術調査室長通達、昭和60年9月24日）に基づいて品質記録台帳を提出しなければならない。	3	1	1	11	2	1	2. 品質記録台帳	受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）（国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長通達、平成30年3月23日）に基づいて品質記録台帳を提出しなければならない。	要領の改定
3	1	1	16	0	1	3-1-1-16	創意工夫	3	1	1	16	0	1	3-1-1-16	創意工夫	
3	1	1	16	1	1		受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式により、監督職員に提出することができる。	3	1	1	16	1	1		受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式により、監督職員に提出することができる。	最新の運用に基づき改定
3	2	0	0	0	1	第2章	一般施工	3	2	0	0	0	1	第2章	一般施工	
3	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	3	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
								3	2	2	0	0	3		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
3	2	2	0	0	3		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編 II 鋼橋編）（平成24年3月）	3	2	2	0	0	4		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（II 鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
3	2	2	0	0	4		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編 IV 下部構造編）（平成24年3月）	3	2	2	0	0	5		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（IV 下部構造編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
3	2	3	0	0	1	第3節	共通の工種	3	2	3	0	0	1	第3節	共通の工種	
3	2	3	13	0	1	3-2-3-13	ポストテンション桁製作工	3	2	3	13	0	1	3-2-3-13	ポストテンション桁製作工	
3	2	3	13	3	1	3. PC緊張の施工	PC緊張の施工については、以下の規定によるものとする。	3	2	3	13	3	1	3. PC緊張の施工	PC緊張の施工については、以下の規定によるものとする。	
3	2	3	13	3	12	(8)	プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説（III コンクリート橋編）20.8 PC鋼材工及び緊張工」（日本道路協会、平成24年3月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜き出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	3	2	3	13	3	12	(8)	プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説（III コンクリート橋・コンクリート部材編）17.11 PC鋼材工及び緊張工」（日本道路協会、平成29年11月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜き出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	適用すべき諸基準の更新
6	0	0	0	0	1	第6編	河川編	6	0	0	0	0	1	第6編	河川編	
6	4	0	0	0	1	第4章	水 門	6	4	0	0	0	1	第4章	水 門	
6	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
								6	4	2	0	0	5		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
6	4	2	0	0	5		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編 II 鋼橋編）（平成24年3月）	6	4	2	0	0	6		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（II 鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成29年版）							新条文（平成30年版）							改定理由		
編	章	節	条	項	以下	編章節条項以下	現行条文	編	章	節	条	項	以下		編章節条項以下	新条文
6	4	2	0	0	6		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編）（平成24年3月）	6	4	2	0	0	7		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
6	4	2	0	0	7		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編）（平成24年3月）	6	4	2	0	0	8		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
6	5	0	0	0	1	第5章	堰	6	5	0	0	0	1	第5章	堰	
6	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
								6	5	2	0	5	6		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
6	5	2	0	5	6		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編）（平成24年3月）	6	5	2	0	5	7		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
6	5	2	0	5	7		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編）（平成24年3月）	6	5	2	0	5	8		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
6	5	2	0	5	8		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編）（平成24年3月）	6	5	2	0	5	9		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
8	0	0	0	0	1	第8編	砂防編	8	0	0	0	0	1	第8編	砂防編	
8	1	0	0	0	1	第1章	砂防堰堤	8	1	0	0	0	1	第1章	砂防堰堤	
8	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	8	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
								8	1	2	0	0	5		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
8	1	2	0	0	5		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編）（平成24年3月）	8	1	2	0	0	6		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
10	0	0	0	0	1	第10編	道路編	10	0	0	0	0	1	第10編	道路編	
10	1	0	0	0	1	第1章	道路改良	10	1	0	0	0	1	第1章	道路改良	
10	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
								10	1	2	0	0	21		日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加
								10	1	2	0	0	22		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加
10	1	12	0	0	1	第12節	遮音壁工	10	1	12	0	0	1	第12節	遮音壁工	
10	1	12	2	0	1	10-1-12-2	材料	10	1	12	2	0	1	10-1-12-2	材料	
10	1	12	2	3	1	3.背面板（受音板）の材料	背面板（受音板）の材料は、JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）に規定する溶融亜鉛めっき鋼板 SPG 3S または、これと同等以上の品質を有するものとする。	10	1	12	2	3	1	3.背面板（受音板）の材料	背面板（受音板）の材料は、JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）に規定する溶融亜鉛めっき鋼板 SGH、SGC または、これと同等以上の品質を有するものとする。	JIS G 3302の改定による鋼材規格名称の変更
10	2	0	0	0	1	第2章	舗装	10	2	0	0	0	1	第2章	舗装	
10	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	2	2	0	0	12		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成20年1月）	10	2	2	0	0	12		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）	誤字の修正
								10	2	2	0	0	23		日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加
								10	2	2	0	0	24		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加
10	2	8	0	0	1	第8節	防護柵工	10	2	8	0	0	1	第8節	防護柵工	
10	2	8	1	0	1	10-2-8-1	一般事項	10	2	8	1	0	1	10-2-8-1	一般事項	
10	2	8	1	3	1	3.適用規定	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説4-1. 施工の規定」（日本道路協会、平成20年1月改訂）、「道路土工要綱 第5章施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定及び第3編3-2-3-8路側防護柵工、3-2-3-7防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	2	8	1	3	1	3.適用規定	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説4-1. 施工の規定」（日本道路協会、平成28年12月改訂）、「道路土工要綱 第5章施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定及び第3編3-2-3-8路側防護柵工、3-2-3-7防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	誤字の修正
10	3	0	0	0	1	第3章	橋梁下部	10	3	0	0	0	1	第3章	橋梁下部	
10	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
								10	3	2	0	0	3		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
10	3	2	0	0	3		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編）（平成24年3月）	10	3	2	0	0	4		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
10	3	2	0	0	4		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編）（平成24年3月）	10	3	2	0	0	5		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
10	3	2	0	0	5		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成24年3月）	10	3	2	0	0	6		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成29年版）							新条文（平成30年版）							改定理由	
編	章	節	条	項	以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	以下	編章節条項以下		新条文
							10	3	2	0	0	18		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針(案)とその解説- (平成29年11月)	適用すべき諸基準の追加
							10	3	2	0	0	19		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	適用すべき諸基準の追加
10	3	8	0	0	1	第8節	10	3	8	0	0	1	第8節	鋼製橋脚工	
10	3	8	10	0	1	10-3-8-10	10	3	8	10	0	1	10-3-8-10	橋脚架設工	
10	3	8	10	1	1	1.適用規定	10	3	8	10	1	1	1.適用規定	受注者は、橋脚架設工の施工については、第3編3-2-13-3架設工(クレーン架設)、「道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋編)第18章施工」(日本道路協会、平成24年3月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	適用すべき諸基準の更新
10	3	8	11	0	1	10-3-8-11	10	3	8	11	0	1	10-3-8-11	現場継手工	
10	3	8	11	2	1	2.適用規定(2)	10	3	8	11	2	1	2.適用規定(2)	受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋編)18章施工」(日本道路協会、平成24年3月)、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章架設」(日本道路協会、平成27年3月)の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	適用すべき諸基準の更新
10	4	0	0	0	1	第4章	10	4	0	0	0	1	第4章	鋼橋上部	
10	4	2	0	0	1	第2節	10	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
							10	4	2	0	0	3		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編) (平成29年11月)	適用すべき諸基準の更新
10	4	2	0	0	3		10	4	2	0	0	4		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編) (平成29年11月)	適用すべき諸基準の更新
10	4	2	0	0	4		10	4	2	0	0	5		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編) (平成29年11月)	適用すべき諸基準の更新
10	4	2	0	0	10		10	4	2	0	0	11		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)	誤字の修正
							10	4	2	0	0	16		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針(案)とその解説- (平成29年11月)	適用すべき諸基準の追加
							10	4	2	0	0	17		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	適用すべき諸基準の追加
10	5	0	0	0	1	第5章	10	5	0	0	0	1	第5章	コンクリート橋上部	
10	5	2	0	0	1	第2節	10	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
							10	5	2	0	0	3		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編) (平成29年11月)	適用すべき諸基準の更新
10	5	2	0	0	3		10	5	2	0	0	4		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編) (平成29年11月)	適用すべき諸基準の更新
10	5	2	0	0	4		10	5	2	0	0	5		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編) (平成29年11月)	適用すべき諸基準の更新
10	5	2	0	0	9		10	5	2	0	0	10		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)	誤字の修正
							10	5	2	0	0	14		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針(案)とその解説- (平成29年11月)	適用すべき諸基準の追加
							10	5	2	0	0	15		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	適用すべき諸基準の追加
10	6	0	0	0	1	第6章	10	6	0	0	0	1	第6章	トンネル(NATM)	
10	6	2	0	0	1	第2節	10	6	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
							10	6	2	0	0	18		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針(案)とその解説- (平成29年11月)	適用すべき諸基準の追加
							10	6	2	0	0	19		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	適用すべき諸基準の追加
10	7	0	0	0	1	第7章	10	7	0	0	0	1	第7章	コンクリートシェッド	
10	7	2	0	0	1	第2節	10	7	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
							10	7	2	0	0	3		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編) (平成29年11月)	適用すべき諸基準の更新
10	7	2	0	0	3		10	7	2	0	0	4		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編) (平成29年11月)	適用すべき諸基準の更新
10	7	2	0	0	4		10	7	2	0	0	5		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅳ下部構造編) (平成29年11月)	適用すべき諸基準の更新
10	7	2	0	0	5		10	7	2	0	0	6		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編) (平成29年11月)	適用すべき諸基準の更新

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成29年版）							新条文（平成30年版）							改定理由	
編	章	節	条	項	以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	以下	編章節条項以下		新条文
							10	7	2	0	0	21		日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加
							10	7	2	0	0	22		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加
10	8	0	0	0	1	第8章	10	8	0	0	0	1	第8章	鋼製シェッド	
10	8	2	0	0	1	第2節	10	8	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
							10	8	2	0	0	3		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
10	8	2	0	0	3		10	8	2	0	0	4		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
10	8	2	0	0	4		10	8	2	0	0	5		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
10	8	2	0	0	5		10	8	2	0	0	6		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
							10	8	2	0	0	23		日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加
							10	8	2	0	0	24		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加
10	9	0	0	0	1	第9章	10	9	0	0	0	1	第9章	地下横断歩道	
10	9	2	0	0	1	第2節	10	9	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
							10	9	2	0	0	6		日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加
							10	9	2	0	0	7		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加
10	10	0	0	0	1	第10章	10	10	0	0	0	1	第10章	地下駐車場	
10	10	2	0	0	1	第2節	10	10	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
							10	10	2	0	0	6		日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加
							10	10	2	0	0	7		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加
10	11	0	0	0	1	第11章	10	11	0	0	0	1	第11章	共同溝	
10	11	2	0	0	1	第2節	10	11	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
							10	11	2	0	0	6		日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加
							10	11	2	0	0	7		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加
10	12	0	0	0	1	第12章	10	12	0	0	0	1	第12章	電線共同溝	
10	12	2	0	0	1	第2節	10	12	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
							10	12	2	0	0	4		日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加
							10	12	2	0	0	5		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加
10	13	0	0	0	1	第13章	10	13	0	0	0	1	第13章	情報ボックス工	
10	13	2	0	0	1	第2節	10	13	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
							10	13	2	0	0	4		日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加
							10	13	2	0	0	5		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加
10	14	0	0	0	1	第14章	10	14	0	0	0	1	第14章	道路維持	
10	14	2	0	0	1	第2節	10	14	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	14	2	0	0	13									国土技術研究センター 景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン（平成16年5月）	適用すべき諸基準の削除
							10	14	2	0	0	13		日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加
							10	14	2	0	0	14		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加
10	15	0	0	0	1	第15章	10	15	0	0	0	1	第15章	雪 寒	
10	15	2	0	0	1	第2節	10	15	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
							10	15	2	0	0	10		日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成29年版）											新条文（平成30年版）			改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条(項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条(項目見出し)	新条文	改定理由
								10	15	2	0	0	11		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加
10	16	0	0	0	1	第16章	道路修繕	10	16	0	0	0	1	第16章	道路修繕	
10	16	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	16	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
								10	16	2	0	0	12		日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加
								10	16	2	0	0	13		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加